

（共生型生きがい対応型通所サービスの基準）

第54条の2 生きがい対応型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号においても同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立支援（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後

等デイサービスをいう。）（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び生きがい対応型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 生きがい対応型通所サービスを受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型通所サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第54条の3 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第30条まで、第31条から第36条まで、第43条、第44条第4項、第45条から第50条まで、第52条及び第53条の規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型通所サービス（以下「共生型生きがい対応型通所サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービスの提供に当たる従業者（以下「生きがい対応型通所サービス従業者」という。）」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と、第47条第3項中「生きがい対応型通所サービス従業者」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）に関する規程の概要、共生型生きがい対応型通所サービスの提供に当たる従業者（以下「生きがい対応型通所サービス従業者」という。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合に

において、当該生きがい対応型通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 生きがい対応型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 生きがい対応型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、生きがい対応型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生きがい対応型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 生きがい対応型通所サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち生きがい対応型通所サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生きがい対応型通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 生きがい対応型通所サービス事業者は、正当な理由なく生きがい対応型通所サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 生きがい対応型通所サービス事業者は、当該生きがい対応型通所サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生きがい対応型通所サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の生きがい対応型通所サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証等によって、要支援者の認定等（要支援者に該当すること及び要支援状態区分についての市の認定又はこれに準ずる者として市長が別に定める方法による確認をいう。以下同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の被保険者証等に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、生きがい対応型通所サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援者の認定等の申請に係る援助）

第11条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供の開始に際し、要支援者の認定等を受けていない利用申込者については、要支援者の認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援者の認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供に

当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第5号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第13条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービス費の支給を受けるための援助）

第14条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、総合事業に係るサービス費（以下「総合事業サービス費」という。）の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の総合事業サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第15条 生きがい対応型通所サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った生きがい対応型通所サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第16条 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更

を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第18条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスを提供した際には、当該生きがい対応型通所サービスの提供日及び内容、当該生きがい対応型通所サービスについて利用者に代わって支払を受ける総合事業サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第21条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく生きがい対応型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって生きがい対応型通所サービスに係る費用を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第22条 共生型生きがい対応型通所サービス従業者は、現に生きがい対応型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（掲示）

第28条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、共生型生きがい対応型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第29条 生きがい対応型通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、当該生きがい対応型通所サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第30条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第31条 生きがい対応型通所サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第32条 生きがい対応型通所サービス事業者は、自ら提供した生きがい対応型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、自ら提供した生きがい対応型通所サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 生きがい対応型通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（苦情に関する協力）

第33条 生きがい対応型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、自ら提

供した生きがい対応型通所サービスに対する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第35条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、生きがい対応型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第36条 生きがい対応型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 生きがい対応型通所サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 生きがい対応型通所サービス計画

(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第21条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 第32条に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第43条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生きがい対応型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第44条 略

2～3 略

- 4 前項ただし書の場合（生きがい対応型通所サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に生きがい対応型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
(利用料等の受領)

第45条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生きがい対応型通所サービスに係るサービス費用の基準額から当該生きがい対応型通所サービス事業者に支払われる総合事業サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生きがい対応型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第46条 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生きがい対応型通所サービスの利用定員
- (5) 生きがい対応型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第47条 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な生きがい対応型通所サービス事業を提供できるよう、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業所ごとに、生きがい対応型通所サービス従業者によって生きがい対応型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、共生型生きがい対応型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用定員を超えて生きがい対応型通所サービス事業の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第49条 生きがい対応型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知

するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第50条 生きがい対応型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、当該生きがい対応型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生きがい対応型通所サービスの提供に当たっての留意点）

第52条 生きがい対応型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第33条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、生きがい対応型通所サービス事業の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 生きがい対応型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第53条 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧

共生型生きがい対応型通所サービスに関する基準（平成30年4月1日施行）

等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 生きがい対応型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。